

逐条解説目次

第1条 趣旨(要綱制定の目的)	1
第2条 定義(用語の定義)	2
第3条 宣誓の要件(同居要件を付さない)等	3
第4条 宣誓の方法①(宣誓書の書き方)	5
宣誓の方法②(添付書類)	6
宣誓の方法③(転入前の手続)	7
宣誓の方法④(本人確認)	8
第5条 通称名の使用	9
第6条 受領証等の交付	10
第7条 受領証等の再交付	12
第8条 宣誓事項の変更(宣誓内容の変更に関する届け出)	13
第9条 受領証等の返還	14
第10条 宣誓書記載内容等証明書の交付 (行政等のサービスを利用する際に必要となる証明の発行)	15
第11条 自治体間での相互利用	16
第12条 宣誓書の保存期間 (パートナー関係が成立している限り保存)	17
第13条 補則	18
附則	

(案)

「山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」逐条解説

【前言】

「パートナーシップの宣誓制度」とは、LGBTQなど性的マイノリティの当事者である一方または双方の方が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合う関係(パートナーシップ)を宣誓する確認書を自治体に提出することにより、これを受理した自治体がお二人の関係性を公的に証明する制度です。

令和6年4月に、「山口市パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱」を制定することとしました。これは、本制度を通じて、性的マイノリティの方々への社会的理解を促進するとともに、当事者の方々が本市で生活を送る上での困りごとの軽減や解消に向けたものです。ただし、この制度は、民法で定める婚姻制度のように相続権や扶養義務といった法律上の権利や義務などの効果が発生するものではありません。

それでは、各条文について解説をします。

第1条(趣旨)

この要綱は、山口市人権推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指す中で取り組むパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

これは、要綱制定の「趣旨」を定めた条文です。

近年、民間団体の調査によると、性的マイノリティの方が人口の約8%程度存在していると言われており、誰にも相談できずに不安を抱えて孤立感を感じたり、同性のパートナーの入院時に付添ができなかったりするなど、当事者の方々が生活しづらさを感じていることが報告されています。

本市では、「山口市人権推進指針」(平成23年3月策定、平成30年3月改定)における人権尊重の理念である「誰もが互いを認め合い、『市民一人ひとりが互いを尊重するまち』の実現」に向け、総合的に人権に関する取組を進め、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指しており、「性の多様性の問題」についても人権課題として位置づけています。

これまで本市では、山口市人権ふれあいフェスティバルや人権学習講座を開催し、当事者の方による講演をいただくなどの啓発活動に取り組んできました。

今後、本制度が制定されることによって、性的マイノリティの方々への社会的理解を促すとともに、当事者の方々が本市で生活を送る上での困りごとの軽減や解消にむけ、制度の制定によって、ご利用いただける行政サービスの整理などにも取り組んでいきます。

(案)

第2条(定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

これはこの要綱で使用される2つの用語を定義した条文です。

1. 同条第1号にいう「パートナーシップ」とは、そのお2人が、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にし、相互に協力し合って生活し、または生活を共にし、相互に協力し合うことを約束した人間関係をいいます。ただし、この要綱にいう「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティであることを条件としていますので、いわゆる事実婚の関係は該当しません。

さて、ここにいう「生活を共にし」とは、同居し生計を共にしている場合はもちろん、同居はしているが生計は共にしていない場合も、同居も生計も共にしていない場合であっても、人生のパートナーとして認めあっているということを「生活を共にし」と表現しています。一方または双方が山口市内に住まれているのであれば、同居や生計の同一を要件としていないのです。

2. 同条第2号にいう「宣誓」とは、前号で定義されたパートナーシップの関係にある者同士が、山口市長に対して、以下の宣誓の要件を満たし、定められた宣誓の方法による手続きを経て、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいいます。以下の条文で「宣誓」という場合は、「パートナーシップ宣誓」ということに定義を限定しているので注意が必要です。

(案)

第3条(宣誓の要件)

パートナーシップの関係にある2人で、次の各号のいずれにも該当する者は、宣誓することができる。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有していること(宣誓の日から14日以内に本市への転入を予定している場合を含む。)
- (3) 双方に戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条に規定する婚姻をしている者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと及び当該宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされる者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

これはパートナーシップの宣誓のための要件を定めた条文です。

パートナーシップ制度は婚姻関係を代替するものではありませんが、民法の条文や規定を参考に、実際の社会における人間と人間の関係について社会通念の上で受け入れられるであろう範囲を想定し、パートナーシップの宣誓が可能な条件を明示したものです。

1. 第3条第1号にいう「(1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。」とは、民法の第4条に規定された「成人」に達していることを要件としています。2018年に民法が改正され、成人は20歳から18歳に変更されているので注意が必要です。
2. 同条第2号にいう「(2) 一方又は双方が市内に住所を有していること」とは、市内に一方または双方が住所(住民票)があることを定めていることを要件としています。(括弧)書きで「(宣誓の日から14日以内に本市への転入を予定している場合を含む。)」とは、一方が山口市内に居住していて、もう一方が市外に居住しているが山口市内に転入の予定である場合、または双方が14日以内に山口市内に転入する予定である場合も要件を満たすこととしています。
3. 同条第3号にいう「(3) 双方に戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条に規定する婚姻をしている者がいないこと及び当該宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。」とは、双方が戸籍法第74条で定める婚姻の届出をしていないこと、また、(括弧)書きで「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とは、いわゆる「事実婚」にない関係であることと、それに加えて、パートナーシップの宣誓をしようとしている本人同士以外にパートナーシップの関係にある者がいないことを要件としています。
4. 同条第4号にいう「(4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされる者同士の関係にないこと。」とは、民法第734条から736条に規定に当てはまる場合は、宣誓のできる要件として認められないということです。

民法第734条では、近親者間の婚姻を禁止し、同第735条では、直系姻族間の婚姻を禁止、第736条では、養子もしくはその配偶者または養子の直系の卑属もしくはその配偶者と養親ま

(案)

たは直系の尊属との間での婚姻を禁止しています。これらは直系の血族であると法律上は規定されるからです。

しかし、ただし書きに「双方の関係が養子縁組の場合を除く。」とあるように、このような養子縁組については、実際には「血縁関係にない」わけですから、パートナーシップ宣誓としては、「親子関係ではないため、パートナーとして宣誓することはできる」としています。パートナーシップ宣誓制度と、家族関係や相続関係を規定する民法や戸籍法との違いが顕著な点です。

(案)

第4条(宣誓の方法)①

宣誓をしようとする者は揃って、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に記入し、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するウェブシステムを用いて宣誓を希望する場合は、宣誓の日の7日前までに宣誓書を市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時や方法等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入ができないときは、宣誓をしようとする者の双方の立会いの下で、これを代書させることができる。

第4条は、実際に宣誓をするための手続きの手順を具体的に定めている条文です。

条文が多いので、関連する4つの項目に分けて解説します。

まず、1つ目は、宣誓書の作成に関する規定です。

【宣誓の方法①】

1. 第4条第1項では、パートナーシップ宣誓をしたい人は、双方が揃って自署により、宣誓書に記入する必要があることと、手続きの方法には2つあり、市役所の担当窓口に出向いて手続きをする方法と、窓口に出向くのではなく、ウェブシステムを利用してリモートでの宣誓手続きも想定しています。

ウェブシステムを利用してのリモートでの手続きの場合は、あらかじめ宣誓書を作成し、宣誓したい日の7日前までに、市役所の担当部署に紙媒体の書類を事前に提出する必要があります。このウェブシステムを利用してのリモートによる宣誓手続きは、他者に公言することを望まない方々にとって、市役所の窓口で手続きをしている際に、第三者にカミングアウトとなることが想定されますが、そうならないようにするための配慮を目的としています。ウェブシステムを利用してのリモートでの宣誓は、書類の内容のチェックおよび確認と同時に、本人確認、意思確認の手続きになると想定しています。

2. 同条第2項では、宣誓の日時や方法等について事前に市と調整することができるということを規定しています。

3. 同条第3項では、宣誓をしたい人の一方または双方の人が自ら宣誓書に記入ができないときは、宣誓をしようとする人の双方の立会いの下で、これは代書人を決めて代書させることができるという規定です。

代書人を立てるのは、おもに日本国内に在住しているが、かつてひらがなやカタカナ、漢字で表記する文化圏ではない国や地域に住んでいたか、または当該文化圏ではない国や地域に由来する等の人で、ひらがなやカタカナ、漢字を用いて日本語を表記することに慣れていない人を想定しています。

また、何らかの身体的な事情等で、自ら筆記や記入のできない人も代書人を立てることができるということももちろん想定しています。

(案)

第4条(宣誓の方法)②

- 4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添付して提出するものとする。
- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 宣誓をしようとする者のいずれかが本市への転入を予定している事実が確認できる書類(宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。)
 - (3) 戸籍抄本その他婚姻をしていないことを証明できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2つ目は、宣誓書に添付する書類に関する規定で、この第4項では、宣誓書に添付する書類を具体的に規定しています。

1. 同条第1号にいう「(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とは、記載されているとおり、住民登録のある自治体で発行する「住民票の写し」と「住民票記載事項証明書」のことです。ただし、「宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。」としています。
2. 同条第2号にいう「(2) 宣誓をしようとする者のいずれかが本市への転入を予定している事実が確認できる書類」とは、双方が山口市内に住所がない場合であり、かつ、一方または双方が14日以内に転入を予定していることを要件(第4条第5項)とし、「確認できる資料」とは、山口市内の居住地を記載した、住居への入居申込書、仮契約書、賃貸契約書や、新居を建てて入居する場合、その所有する不動産の所在地などが判明することのできる書類が「確認できる書類」に該当すると考えます。
3. 同条第3号にいう「(3) 戸籍抄本その他婚姻をしていないことを証明できる書類」のうち「婚姻をしていないことを証明できる書類」としては、戸籍抄本の代わりに、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体であって、かつ山口市と協定を締結していない自治体で交付された「受領証等(受領証、受領証カード、宣誓書記載内容等証明書)」を含みます。ただし、受領証等のうち、「受領証」、「受領証カード」は発行日が3ヶ月以内のものであれば要件を満たしていますが、そうではない場合も想定できるので、そのかわりのものとして「宣誓書記載内容等証明書」の提出を求めるか、または、本人の許可を得て、受領証等を交付した自治体へ照会することも一つの方法と考えられます。すでに宣誓の手続きが済んでいることが確認できるのであれば、なるべく、簡便な方法で対応したいと考えます。
4. 同条第4号にいう「(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類」とは、(1)～(3)で規定する書類が揃わない場合や、上記の要件だけでは山口市内の居住を確認がしがたい場合に、上記(1)～(3)以外のほかの書類の提出を依頼することができるという規定です。むやみに、あるいは興味本位で書類の提出を求めることができるという規定ではありません。

(案)

第4条(宣誓の方法)③

- | |
|--|
| <p>5 宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合は、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、前項第1号に掲げる書類(市内の住所が記載されたものに限る。)を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。</p> <p>6 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。</p> |
|--|

3つ目は、双方が転入する場合の手続きについての規定です。

1. 同条第5号の条文は、パートナーである方の双方がまだ山口市内に住んでおらず、一方または双方が14日以内に山口市に転入してくる場合を想定したものです。

「前項第1号に掲げる書類(市内の住所が記載されたものに限る。)」とは、第4条第4号に掲げる(1)～(4)までの書類のことです。

次の「ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。」というただし書きですが、14日以内に、諸般の事情があるため、転入ができない状況になったとき、あらかじめその旨を市長へ報告することを求めています。市(行政側)は、事前に報告があれば、14日を過ぎても申請は有効ということとなります。

2. 同条第6項にいう「6 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。」とは、前項で説明した「転入が規定の日より遅れる場合」で「事前に報告があった場合」は、市はそれを認めて期限を延長することができるということを規定したものです。

(案)

第4条(宣誓の方法)④

- 7 宣誓をしようとする者は、宣誓時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

最後の4つ目、第7条の第1号から第5号は、本人確認のために利用できる書類に関する規定です。

本人確認が必要な場合は、申請書等の様式の右下に本人チェック欄を設けているので、受理に携わった職員は、提示された書類を確認後、そこにチェックをすることとしています。

通常、提示した書類の番号を控えたり、コピーをして貼付する必要もありません。

また、同条第5号にいう「(5) その他前号に準ずるものとして市長が必要と認める書類」とは、(1)～(4)で規定する書類が揃わない場合や、上記の要件だけでは本人を確認しがたい場合に、上記(1)～(4)以外のほかの書類の提出を依頼することができるという規定です。また将来、制度等の新設等で、(1)～(4)に準ずることのできるであろう書類のことを想定しています。ただし、むやみに、あるいは興味本位で、書類の提出を求めることができるという規定ではありません。

特記事項:「(1) 個人番号カード」で確認する場合は、カードのコピーや番号等を控えるために転記やメモをしてはいけないことが法律で定められていますので、注意しましょう。

(案)

第5条(通称名の使用)

宣誓をしようとする者は、市長が特に認める場合は、この宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

第5条は本制度で交付された宣誓書及び受領証等の氏名を記載するために通称名を使用することができることを定めた条文です。

「通称名」は、たとえば外国人が日常生活において、日本人らしい通称名を使用したりすることがあるように、たとえば、性別違和(旧称の性同一性障害)の方が、生来の戸籍上の性別とは異なる性自認であって、それにふさわしい性表現をしている場合、その性自認または性表現に相応しい通称名を使用することが想定されます。通称名も御本人にとって大切なアイデンティティであると考えられますので、宣誓を通称名で行えるよう、その使用を認めた規定です。

同条第2項にいう「通称名を使用していることが確認できる書類(証拠資料)」とは、ご本人の希望を尊重し、優先するべきであり、ご本人が対外的に用いている通称名の記入された書類、たとえば郵便物などの宛名、光熱水費の請求の宛名、名刺、ホームページ上のプロフィールの記載など、さまざまな確認のための手段があり、証拠資料になりうると判断します。

通常、ご本人が本名を使用されているか、通称名を使用されているか、あるいは仕事で使用されているのか、はたまたどういった TPO で使用されているのか、頻度や知名度なども考慮することになると思います。

特記事項:この受領証等は、記載された「お二人の関係性がパートナーシップにあるということを宣誓された」ということを証明したものであって、この受領証等をもって、本人確認等のための資料として使用できるものではないと考えています。

(案)

第6条(受領証等の交付)

市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)を宣誓者1人に対して各1枚を交付するものとする。

2 宣誓者が第4条第5項に該当する場合は、同条第4項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証等を交付する。

3 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、受領証等に通称名を記載するものとする。

これは、宣誓されたことを証明する「受領証等の交付」を定めた条文です。

1. 第6条の第1項中の「受領証等」とは、「パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)」の2種類の書類を指します。様式第2号が家庭等での保管用、様式第3号が各人の携帯用ということを想定しています。この携帯用のカードが窓口等での提示物になります。

2. 同条第2項にいう「宣誓者が第4条第5項に該当する場合」とは、パートナーである方の双方がまだ山口市内に住んでおらず、一方または双方が14日以内に山口市に転入してくる場合のことを指しています。続いて、「同条第4項第1号に掲げる書類」とは、宣誓書に添付して提出する書類のことで、転入後に下記に掲げたものをそろえて提出します。なお、添付書類の詳細は以下のとおりで、P.6の「第4条(宣誓の方法②)」の「第4項(1)～(4)」の解説を参照ください。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 宣誓をしようとする者のいずれかが本市への転入を予定している事実が確認できる書類(宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。)

(3) 戸籍抄本その他婚姻をしていないことを証明できる書類

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

以上の書類が転入後にそろったのを確認してから、受領証等を交付することになります。

特記事項:ここで、交付した受領証等に通称名が記載される場合がありますが、受領証等はあくまで記載された2人の方がパートナーシップにあることを「宣誓」されたということを証明するものであって、通称名の使用を公的に認め、本制度以外で通称名を使用ができる根拠となるものではありません。

通称名が使用できる規定は、あくまで宣誓を実施する上でのみ、本名か通称名かを選択できることについて定めたものですので、この受領証等によって、たとえば、行政サービスや民間のサービスを受けるために、本人確認のための資料として使用することはできないですし、医療制度など、本名でなければ対応できない制度もありますこと

(案)

から、オールマイティな対応のできるものではありません。必要であれば、通称名と本名とが記載された「宣誓書記載内容等証明書」を活用していただくことが望ましいです。

また、これは、サービスを提供する側に対しても通称名を使用することを強制する規定ではありません。

(案)

第7条(受領証等の再交付)

宣誓者は、受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第7項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、受領証等を再交付するものとする。

これは、受領証等を紛失等した場合などでの「再交付手続き」を定めた条文です。

1. 第7条第1項は、受領証等の紛失、毀損等があった場合で、申請者から申請があれば速やかに再交付できるよう定めています。

2. 同条第2項で、再交付申請書において本人確認ができるとする書類については、第4条第7項に規定に準じて本人確認のできる書類を提示等する必要があるという規定です。本人確認ができる書類として具体的には以下のとおりです。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

※ 本人確認にあたっては、申請書等のチェック欄に担当職員がチェックを記入するのみで、チャック欄に挙証資料の番号を控えたり、コピーを添付することはありません。

※ 詳細は、P.8の「第4条(宣誓の方法)④」の「第7項第(1)～(5)」の解説も参照ください。

(案)

第8条(宣誓事項の変更)

宣誓者は、氏名、住所その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)により、市長に届け出なければならない。

2 宣誓者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出又は提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があった場合において、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、宣誓者は、変更前の受領証等は返還するものとする。

第8条は、受領証等(受領証、受領証カード)に記載されている事項に変更が生じた場合、届出の方法を定めた条文です。

1. 同条第1項で、変更が必要な事項を「パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)」によって届け出ること、受領証等の書き換えを行えることを規定しています。
2. 同条第2項では、届出をするにあたっては、変更する事項の根拠となる資料の提出が必要であると規定しています。なお、書類が添付できない性質のもの場合は、「提示」でもよろしいです。
3. 同条第3項では、正当な届け出であって、変更が適正であると確認できた場合は、すでに交付した受領証等の返還を受けたうえで、事項を変更した受領証等を再度交付できることを規定しています。

宣誓者は、事項を変更した受領証等を受け取った後、すでに受け取っていた受領証等を返還することになります。

(案)

第9条(受領証等の返還)

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(第11条第1項に定める場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したときを除く。)
- (2) 宣誓者の一方又は双方が戸籍法第74条に規定する婚姻をしたとき。
- (3) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (5) 紛失等によって受領証等の再交付を受けた後に、従前の受領証等が発見されたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

第9条は、受領証等を返還する場合について定めた条文です。

下記に掲げた条件に該当する場合は、返還の対象となります。

1. 同条第1号にいう「(1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき」は当然の返還を求めますが、返還をしなくてよい場合として、(括弧)書きの「(第11条第1項に定める場合)」とは、山口市と協定を締結した自治体へ転出した場合、「(親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したとき)」とは親族の介護、その次の「その他」には、単身赴任や就学などにより、一時的に生活の主とする拠点を他の自治体に移す場合も返還は必要ないということを規定しています。
2. 同条第2号にいう「(2) 宣誓者の一方又は双方が戸籍法第74条に規定する婚姻をしたとき。」とは、本要綱の第3条第3号の規定により無効となるため、返還の対象となります。
3. 同条第3号にいう「(3) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。」とは、双方が同意して関係性の解消のときはもちろんですが、宣誓者の一方からの意思による解消であったとしても、パートナーシップ関係が破綻したことになるので、「解消とみなす」ものとしています。民法による婚姻とは違って、解消後に再度、同じパートナーとパートナーシップ宣誓をしても何ら差し支えないからです。
4. 同条第4号にいう「(4) 宣誓者の一方が死亡したとき。」とは、パートナーが死亡すれば、関係性の解消と受領証等の返還はやむを得ません。
5. 同条第5号にいう「(5) 紛失等によって受領証等の再交付を受けた後に、従前の受領証等が発見されたとき。」は紛失後、再交付を受けた受領証等が有効という規定で、重複しないよう従前の受領証等を返還してもらおうということです。
6. 「(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。」とは、第3条の宣誓の要件を満たさないことが判明したときなどにも返還を求めることとなります。

(案)

第10条(宣誓書記載内容等証明書の交付)

宣誓者は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

第10条は、行政サービスや民間サービスを利用する際、あるいは市外等へ転出した場合にパートナーシップ宣誓をした証明となる書類を、本人からの申請によって証明書を発行できるように定めた条文です。通称名を使用されている場合は、本名の確認に使用できる証明書でもあります。

活用が想定される場面については、自治体の窓口や転出先の自治体、あるいは民間の事業所等において、受領証等の提示だけではその手続きが完了できないとき、受領証のコピー等ではなく、本証明を提出することで手続きを完了できるという場面を想定しています。

「第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。」とは、申請において本人確認ができるとする書類については、第4条第7項に規定に準じて書類を提示等する必要があるという規定です。本人確認できる書類としては以下のとおりです。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

※ 本人確認にあたっては、申請書等のチェック欄に担当職員がチェックを記入するのみで、チャック欄に挙証資料の番号を控えたり、コピーを添付することはありません。

※ 詳細は、P.8の「第4条(宣誓の方法)④」の「第7項第(1)～(5)」の解説も参照ください。

(案)

第11条(自治体間での相互利用)

宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する際、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出し、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から転入した者で、受領証等の継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

これは、パートナーシップ宣誓制度を導入した自治体と本市とが協定を締結することで、転入元の自治体で宣誓した受領証等であっても、山口市で宣誓したことと同じ取り扱いになる、また転出先の自治体において山口市で宣誓したことと同じ取り扱いとなり、山口市の受領証等がその自治体において有効となるという規定です。

第1項では、転出した場合、転出先の自治体で山口市の受領証等をそのまま使用できるという規定、第2項は、転入した場合、転入元の自治体の受領証等をそのまま山口市で使用できるという規定です。

これは、自治体が変わるたびに最初から宣誓の手続きをしなくて済むようにという、行政サービスの手続きを簡略にするためのものであり、協定を締結した自治体相互間で宣誓が有効になるということを定めた条文です。

協定を締結していない自治体から転入した場合は、転入前の自治体の受領証等を拳証資料として使用できることについては、P.6の「第4条(宣誓の方法)②」の項目「3」で解説をしていますので、そちらを参照してください。

(案)

第12条(宣誓書の保存期間)

市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定による返還届が提出された場合は、この限りでない。

これは、宣誓書の保存期間を定めた条文で、自治体間連携における対応も考慮して保存期間を定めています。通常は10年間の保存等の条文が他の自治体では見られますが、本市では、自治体間相互連携も想定している規定となっているため、当事者のパートナーシップ関係が継続する限りにおいては、保存することとしています。

所管部署は、宣誓書とともに台帳を整理し、本人の許可を得たうえで、必要最小限度で、自治体間連携での情報のやり取りに備え、保管・管理することになります。

なお、第9条の規定により、返還届が提出された場合は、パートナーシップが解消されますので、公文書管理の規定に従い、宣誓書とともに台帳は処分することとなります。

(案)

第13条(補則)

この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

これは、要綱に定められた事項がない場合で、市長が別に定めることができるという条文です。

附 則

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

この要綱の施行日を定める附則です。